

タイ向け輸出に係る選果こん包施設認定実施要領

第1条 目的

本要領は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下、「輸出促進法」という。）及びタイ王国保健省告示（2017年第386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下、「告示」という。）に基づき、宮城県（以下、「県」という。）が、タイ向けに輸出する青果物の選別及びこん包施設（以下、「施設」という。）を認定するにあたり、必要な事項を定める。

第2条 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 検査対象施設

別表1に掲げる農産物をタイ向けに輸出する県内の施設とする。

2 認定

告示が定める認定基準を満たしている施設として、県が認めることをいう。
なお、認定は一施設ごとに行う。

3 認定取得者

前号の規定により認定を取得した施設の責任者をいう。

4 認定基準

告示の附属文書2において定める基準をいう。

5 検査

認定基準を満たすか否かを判断するため、認定の申請があった施設において、県が検査を行うことをいう。

第3条 認定の申請

1 申請者の要件

認定を申請することができる者は、別表1に掲げる農産物を県内において選別及びこん包する施設の責任者とする。

2 申請方法及び申請先

申請者は、必要書類の提出又は一元的な輸出証明書発給システムにより、検査を希望する日の2週間前までに申請を行う。

①書類提出による申請

申請者は、認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、県園芸推進課宛て提出する。

②一元的な輸出証明書発給システムによる申請

申請者は、システムにより申請を行い、その後、県の指示に従って必要書類を提出する。

第4条 検査の実施等

1 検査日

検査日は、原則として認定申請書に記載された検査希望日とする。ただし、当該日において検査の実施が困難であると判断される場合には、県園芸推進課と申請者で協議の上、別日

において検査を実施することができる。

なお、検査は、選別及びこん包の実施期間中に行わなくてもよい。

2 検査員

検査員は、県園芸推進課に所属する職員とする。

3 検査方法及び検査内容

検査は原則として2名の検査員で実施する。検査員は、告示の附属文書3において定めるチェックリスト及び採点基準（別紙1）に基づき、目視による施設の確認、マニュアル等の確認及び施設の責任者へのヒアリング等を行い、対象施設が認定基準を満たすか否かを確認する。

4 再検査の実施

検査の結果、認定基準を満たしていないことが確認された場合には、県園芸推進課と申請者で協議の上、再検査を実施することができる。なお、再検査は、初回の検査から1か月以内に実施し、初回の検査時に「良い／普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。

5 検査結果の開示

県は、施設の責任者から求めがあった場合には、検査結果を施設の責任者の開示するものとする。

第5条 認定通知及び証明書の失効年月日

1 認定の通知

県は、当該施設が認定基準を満たしていることが確認された場合、認定通知書（様式第2号）に証明書（様式第3号）を添付の上（以下、「認定通知書等」という。）、申請者に通知する。

2 証明書の有効期間

証明書の有効期間は3年間とし、発行日から起算して3年を経過した日を失効年月日とする。

3 証明書の原本証明

証明書について、原本証明の発行を希望する認定取得者又は申請者は、様式第4号により県園芸推進課に申請を行う。

4 原本証明の使用実績報告

原本証明を発行された認定取得者は、発行年度内における使用状況を、発行日の翌年度4月30日までに様式第5号により県園芸推進課に報告する。

第6条 認定に係る費用

認定に係る費用は、県手数料条例に定める額とする。

第7条 証明書の目的外使用の禁止

認定取得者は、タイ向けの輸出時に輸出業者に対しその写しを提供する目的以外に、証明書を使用してはならない。

第8条 証明書記載事項の変更

1 証明書記載事項の変更申請

認定取得者は、証明書の有効期間内において、認定内容に変更が生じた場合には、証明書記載事項変更申請書（様式第6号）により、県園芸推進課宛て遅滞なく報告する。

2 証明書の再発行等

前号の申請書を受理した場合、県は必要に応じて再検査を実施し、変更内容を確認の上、証明書を再発行することができる。

なお、再発行された証明書の失効年月日は当初発行の証明書の失効年月日と同一とし、証明書の再発行があった際には、認定取得者は、当初発行の証明書の原本を、県園芸推進課宛て遅滞なく返却する。

第9条 認定の取消

県は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認定を取り消し、認定取消通知書（様式第7号）により施設の責任者宛て通知する。

- 1 認定取得者の取組が認定基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ県による改善指導に従わない場合
- 2 認定取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- 3 認定取得者が証明書を不正に使用した場合
- 4 その他、認定取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

第10条 申請書類等の保存及び保存期間

1 申請書類等の保存

県は、認定に際し、申請書類（添付書類及び証明書記載事項変更申請書を含む。）の原本、認定通知書等（認定取消通知書を含む。）の写し及び検査結果を保存するとともに、次の各項目を記載した一覧表（様式第8号）を作成し保存する。

- ①申請書類の受付年月日
- ②施設の名称、所在地及び連絡先
- ③施設の責任者の氏名、住所及び連絡先
- ④証明書に記載された品目
- ⑤証明書に記載された施設番号
- ⑥検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）
- ⑦検査者の所属及び職氏名
- ⑧検査結果点数（合計点）
- ⑨証明書の発行年月日
- ⑩証明書の失効年月日
- ⑪その他特記事項（認定内容の変更、認定取消年月日及びその事由等）

2 保存期間

県は、前号に規定する書類等一式について、証明書の発行日が属する年度の翌年度から起算し5年間保存する。

第 11 条 秘密保持義務等

本要領に基づく認定業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏えいし、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

第 12 条 苦情等への対応

1 体制の整備

認定取得者は、本要領に基づく認定を取得した施設から出荷したタイ向け農産物に対する苦情や問い合わせ、事故等（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

2 認定取得者の責務

認定取得者は、出荷したタイ向け農産物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

第 13 条 その他

1 タイ王国保健省告示（2020年第420号）「食品の製造方法、製造における設備器具及び保存」に基づき、別表1に定める品目以外のタイ向けに輸出する青果物についても、申請者の求めに応じて、本要領による選果こん包施設の認定及び証明書等の発行を行う。

2 本要領に定めるもののほか、認定の実施に係る必要な事項については、別に定める。

附 則

本要領は、令和3年5月27日から施行する。

本要領は、令和3年7月13日から一部改正して施行する。

本要領は、令和4年4月1日から一部改正して施行する。